

令和8年4月13日

保護者のみなさま

栗東市立大宝小学校

大雨・洪水・台風・その他非常変災、緊急事態における対応について  
(お願い)

保護者のみなさまにおかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
日頃は、本校教育推進に多大のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年、「特別警報」が発表されたりするなど、日本各地で重大な災害が起きている。今後も、台風・雷・大雨・地震等に十分注意を払っていく必要があります。

つきましては、児童の通学の安全確保のため下記のとおり、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 滋賀県教育委員会が一斉に臨時休業の措置をとる場合

午前7時前後において、県下全域及び近江南部地域など栗東市を含む地域を対象に、テレビ・ラジオ放送において大雨、暴風、大雪等による「特別警報」または「暴風を含む警報」の発表があった場合、臨時休業の措置となります。

\*気象庁から大雨・洪水等の警報が出されても、必ずしも臨時休業の措置がとられるとは限りませんのでご注意ください。あくまでも「暴風を含む警報」の発表または「特別警報」の発表をもって臨時休業の措置となります。

##### 2. 栗東市教育委員会が一斉に臨時休業の措置をとる場合

栗東市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき、学校は「臨時休業」とし、発生時刻や児童生徒の状況により以下の通り指導・対応します。

- (1) 在宅中……自宅で待機してください。避難情報の入手に努め、必要に応じて避難所へ移動してください。
- (2) 登下校時…安全な場所に一時避難してから、揺れがおさまった後、学校もしくは自宅のより安全な方へ移動します。

(3) 在校時……授業を打ち切り、安全な場所に避難誘導します。原則、できる限り速やかに保護者に迎えに来ていただき、保護者とともに入校します。

※上記対応は原則であり、緊急時には児童生徒の安全を優先し、変更する場合があります。

※震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校が避難所になる場合があります。

※学校再開については栗東市災害対策本部と協議の上、tetoru（テトル）や防災無線等で各家庭への連絡に努めます。

### 3. 学校独自で臨時休業の措置をとる場合

県下一斉の臨時休業の措置がない場合でも、校区内の災害状況等により、本校だけが臨時休業したり、始業時刻を遅らせたり、終業時刻を繰り上げたりするなどの措置をとることがあります。その際、tetoru（テトル）でお知らせいたしますので、その指示に従ってください。

### 4. 安全指導について

(1) 台風・雷・大雨・地震等の登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。ご家庭におかれましても危険箇所の点検や持ち物等への配慮を十分していただき、通学路や児童の実態に即した適切な注意や助言・指示を与えてください。

(2) 警報・注意報が解除されたり、雨や風がやんだりした後にも、河川の増水の危険性が残ります。遊び場や通学路に危険性がないかどうか調べていただき、危険防止の対策にご配慮いただきますようお願いいたします。

(3) 台風・雷・大雨・地震のとき、児童が遅刻・早退する場合には、平常以上に学校（学級担任）と連絡を密にしてください、児童の登下校の安全に万全を期するようご協力ください。

☆ なお、この文書は、今後の非常変災時のため、よくお読みいただき大切に保管しておいてください。

大宝小学校 Tel 552-2279

令和3年5月20日から、「避難勧告」が廃止され、「避難指示」で必ず避難することと変更されています。ご注意ください。